

社会保障審議会児童部会
認定こども園保育専門委員会の設置について（案）

1. 設置の趣旨

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の成立を踏まえ、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育および保育の内容に関する事項について、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）との整合性を確保しつつ検討するため、社会保障審議会児童部会に「認定こども園保育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

- （1）専門委員会委員は、有識者、認定こども園関係者を中心に検討中。
- （2）専門委員会には委員長を置く。
- （3）専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- （4）専門委員会の庶務は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課において処理する。

3. 主な検討事項

- （1）幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の在り方について
- （2）その他

4. その他

- （1）委員会は原則公開とする。

現行の認定こども園制度について

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成25年4月1日現在))

認定件数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
1099	594	317	155	33

各都道府県の認定状況

(幼保連携推進室調べ(平成25年4月1日現在))

都道府県	認定数	都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	56	石川県	8	岡山県	13
青森県	20	福井県	10	広島県	32
岩手県	23	山梨県	5	山口県	9
宮城県	12	長野県	11	徳島県	6
秋田県	32	岐阜県	9	香川県	1
山形県	20	静岡県	16	愛媛県	16
福島県	31	愛知県	19	高知県	18
茨城県	39	三重県	5	福岡県	36
栃木県	20	滋賀県	23	佐賀県	36
群馬県	27	京都府	1	長崎県	50
埼玉県	32	大阪府	35	熊本県	4
千葉県	26	兵庫県	93	大分県	28
東京都	91	奈良県	7	宮崎県	34
神奈川県	40	和歌山県	10	鹿児島県	34
新潟県	26	鳥取県	14	沖縄県	1
富山県	14	島根県	6	合計	1099

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。（既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。）

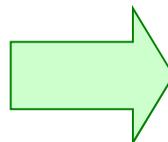
現行制度

幼稚園の認可

	標準時間	長時間
満3歳以上	学校教育	学校教育
満3歳未満	—	—

保育所の認可

	保育に欠けない	保育に欠ける
満3歳以上	—	保育 (児童福祉)
満3歳未満	—	保育 (児童福祉)



新制度

幼保連携型認定こども園の認可

	保育を必要としない	保育を必要とする
満3歳以上	学校教育	保育 (児童福祉)
満3歳未満	—	保育 (児童福祉)

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 ※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲（認可をする場合、市長はあらかじめ都道府県知事と協議） ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行うものとする。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）長は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	<u>「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。</u>
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)

研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

(参考)改正後の認定こども園法

第2条

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

(教育及び保育の目標)

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。)としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

(教育及び保育の内容)

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準(同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。)との整合性の確保並びに小学校(学校教育法第1条に規定する小学校をいう。)における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

(主務大臣等)

第36条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とする。

- 2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。